

復興まちづくりの手段・手法について

目的	手段		手法	備考
津波からまちを守る	①防潮堤	津波などから陸地を守る堤防で、防潮堤の内側への浸水を防ぐ施設。	県が海岸保全施設として、下記の高さを最大として整備します。 田老海岸 TP+14.7m(前計画 10.0～13.7) 宮古湾 TP+10.4m(前計画 8.0～8.5) 重茂海岸 TP+14.1m(前計画 10.0)	百数十年に一度の津波に対して、まちを確実に守れる高さです。
	②水門	河川等に設けられる制御施設で堤防の機能を持つ施設。		
	③二線堤	防潮堤など本堤の内側に築造される堤防のことで、道路、鉄道等の嵩上げにより二線堤の機能をもたせるもの。		
津波を弱める	④防波堤	港の中に入る波の力を抑える施設。	県が災害復旧工事として、被災前の状態に復旧します。	
	⑤防潮林	海岸で津波、潮水、潮風など被害を防止するための森林。	防潮堤周辺の土地利用計画に基づき、公園事業等により植林を行います。	津波の強さによって弊害あり。
	⑥防浪ビル	海岸に近い場所で津波の勢いを抑制する機能を有する中高層の建物。	防潮堤周辺の土地利用計画に基づき、構造規制を行うことによって、強固な建物が連続するよう誘導します。	
避難する	⑦避難道路	安全な高台や避難場所に迅速に避難するための道路。	道路事業や漁業集落環境整備事業による避難施設として整備するほか、宅地と一体的に整備する場合は、土地区画整理事業の事業区域に取り入れて整備する方法もあります。	
	⑧津波避難ビル	浸水深が一定以上予測される区域において、地域住民等が一時もしくは緊急避難・退避する概ね4階建以上の所定の強度を持つ建物。	既存の公共施設や民間の建物について、避難ビルとしての機能を有している建物を避難ビルとして指定します。条件に合致する既存施設がない場合は、公共施設の再配置計画に合わせて、新たに整備することになります。	避難広場・公園・施設を補う施設です。 概ね半径 300m以内に避難場所がない場合に、配置する必要があります。
	⑨津波避難タワー	近くに津波避難ビルがない海浜や港湾施設用地等に設置する避難のための中高層建造物。	公共施設の再配置計画に基づき、新たに整備することになります。	
	⑩避難広場・公園	平常時は市民の憩いの場所、災害時に避難場所となる広場・公園。	公園事業として整備するほか、漁業集落環境整備事業による避難施設として整備する方法があります。	万一防潮堤が壊れた場合を想定して、位置を決める必要があります。
	⑪避難施設	公民館や集会所などの地域の防災等の拠点となる公共建築物。	公共施設の再配置計画に基づき整備を行います。	
安全な住宅に住む	⑫高台移転	コミュニティの維持に配慮しながら、浸水の危険性がない高台などに、住宅等を移転すること。	防災集団移転促進事業または漁業集落環境整備事業により行うことになります。	漁集事業は漁港の背後住宅地としての採択要件を満たさないと行えません。
	⑬現地嵩上げ	市街地・集落等の地盤を、浸水の危険性が小さい高さまで面的に嵩上げし整備すること。	土地区画整理事業または漁業集落環境整備事業により行うことになります。	
	⑭災害公営住宅	住宅を失った被災者が優先的に入居ができる公営住宅のこと。	県または市が需要に応じて建設・管理します。 被災者等であれば家族構成、収入にかかわらず入居可能です。 共同住宅、戸建、公益施設の併設など、多様な形態が可能です。	
	⑮用途規制（非可住地または条件付非可住地）	浸水深が一定以上予測される区域において、住宅等の建築を制限する土地利用規制を行うものの。	防災集団移転促進事業により移転した跡地では、災害危険区域を指定し下記のような条例を定めます。 ◆北海道奥尻町、宮城県南三陸町の事例 「居住に用に供する建築物の建築禁止」 ◆北海道浜中町の事例 「居住に用に供する建築物の建築禁止(ただし、以下を除く)」 ①季節的な仮設のもの ②主要構造部を鉄筋コンクリートにしたもの ③コンクリート基礎とし高さを防潮堤の高さ以上としたもの ④地盤面の高さを防潮堤の高さ以上としたもの	居住の用に供する建築物とは、戸建住宅、共同住宅、併用住宅、長屋、下宿、老人ホーム等、継続して居住する建築物です。